

母子保健の現況

平成 23 年

新潟県福祉保健部

はじめに

昭和40年に母子保健法が制定されて以来、一貫した体系の下での母子保健施策の整備・充実が図られ、母子保健水準は著しく向上してきました。

一方、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出の増加等、母と子の健康をめぐる様々な環境が変化し、母子保健の面でもそれぞれの地域の特性に即した母子保健対策の推進が期待されています。

こうした状況を踏まえ、多様化した住民ニーズに対応した、きめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るため、母子保健法が改正され、平成9年度から妊産婦及び乳幼児の健康診査等の住民に身近な保健サービスが市町村において一元的に実施されています。

また、平成25年4月1日からは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により未熟児の訪問、養育医療等が市町村へ権限移譲されることから、本県においても円滑な移行に向けて準備を進めているところです。

県といたしましては、今後も市町村に対する適切な支援を行うとともに、心身の発達に問題を抱える子どもへの療育相談、さらに生涯を通じた女性の健康支援、児童虐待予防の視点に立った関係者の研修など、広域的な観点に立って、より専門的なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

本書は、本県の母子保健の現状を紹介するものであり、母子保健対策の活動の基礎資料として広く関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

平成24年7月

新潟県福祉保健部健康対策課長

小山 歌子

目 次

はじめに

利用者のために	1
1 用語の解説	1
2 比率の算出方法と解説	1
3 乳児死因分類	2
4 妊娠期間の呼称	3
第1章 母子保健に関する統計	5
1 平成22年の概況	7
年次別人口動態 (表 1)	8
新潟県の母子保健水準の現況(平成22年) (図 1)	9
人口動態統計等数値－市町村・保健所別－(平成22年) (表 2)	10
2 出 生	12
出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移 (表 3)	12
出生順位別にみた出生数及び構成割合(平成22年) (表 4)	12
出生率 (図 2)	13
合計特殊出生率 (図 3)	13
母の年齢別にみた出生数 (表 5)	14
母の年齢別にみた出生数(20歳未満再掲) (表 6)	14
母の年齢別出生数の推移 (図 4)	15
母の年齢階級別にみた出生数の構成比 (図 5)	15
保健所別・出生時体重別出生数 (表 7)	16
低出生体重児が出生総数に占める割合(全国比較) (図 6)	16
単産・複産別出生数 (表 8)	17
複産出産数が出生数に占める割合(全国比較) (図 7)	17
3 乳児死亡	18
新生児・乳児死亡 (表 9)	18
新生児・乳児死亡率 (図 8)	18
乳児死亡の死因順位年次比較(国・県) (表 10)	19
4 周産期死亡	20
周産期死亡 (表 11)	20
周産期死亡率 (図 9)	20
5 死 産	21
死産数・死産率 (表 12)	21
死産率 (図 10)	21
妊娠期間別にみた死産数と割合(平成22年) (表 13)	22
母の年齢別にみた死産数と死産率(平成22年) (表 14)	22
6 妊産婦死亡	23
妊産婦死亡数・死亡率 (表 15)	23
妊産婦死亡率 (図 11)	23
7 幼児死亡	24
年次別幼児死亡数・死亡率(1～4歳) (表 16)	24
幼児(1～4歳)主要死因 (表 17)	24

8	人工妊娠中絶	25
	年齢別人工妊娠中絶	(表 18) 25
	年次別人工妊娠中絶実施率	(表 19) 25
	年齢階級別人工妊娠中絶数の推移	(図 12) 26
	人工妊娠中絶実施率年次推移	(図 13) 26
	年齢別人工妊娠中絶(20歳未満再掲)	(表 20) 27
	人工妊娠中絶実施率(15～49歳と20歳未満との比較)	(図 14) 27
9	婚姻・離婚	28
	婚姻件数	(表 21) 28
	離婚件数	(表 22) 28
	結婚生活に入ったときの平均年齢	(表 23) 28
	平均初婚年齢の推移	(図 15) 28
第2章	母子保健対策の現況	29
1	新潟県の母子健康管理體系	30
	(1) 母子保健対策推進体制	30
	母子保健関係実施事業一覧(平成22年度)	(表 24) 30
	母子保健対策体系一覧	(図 16) 31
	(2) 市町村母子保健事業の概要	32
	市町村母子保健事業(平成22年度実績)	(表 25) 32
2	一般母性対策	36
	家族計画と母子保健知識の普及	36
	年度別母体保護相談事業実施状況	(表 26) 36
3	妊産婦保健対策	36
	(1) 妊娠届出	36
	期間別妊娠届出状況	(図 17) 36
	期間別妊娠届出状況の年次推移	(表 27) 36
	期間別母子健康手帳交付数(平成22年度)	(表 28) 37
	(2) 妊産婦健康診査及び保健指導	38
	医療機関委託妊婦一般健康診査(平成22年度)	(表 29) 38
	妊産婦保健指導状況(平成22年度)	(表 30) 39
	妊産婦訪問指導状況(平成22年度)	(表 31) 40
4	乳児保健対策	41
	(1) 先天性代謝異常検査及び先天性甲状腺機能低下症検査	41
	先天性代謝異常検査実施状況	(表 32) 41
	先天性甲状腺機能低下症検査実施状況	(表 33) 41
	(2) 市町村健康診査・保健指導	42
	乳児健康診査(市町村集団実施分)(平成22年度)	(表 34) 42
	乳児保健指導・栄養方法(平成22年度)	(表 35) 44
	0～2か月未満児の栄養方法	(図 18) 45
	2～4か月未満児の栄養方法	(図 19) 45
	医療機関委託乳児一般健康診査(平成22年度)	(表 36) 46
	乳児精密健康診査(平成22年度)	(表 37) 47
	新生児未熟児訪問指導状況(平成22年度)	(表 38) 48

5	幼児保健対策	49
	1歳6か月児健康診査(平成22年度)	(表 39) … 49
	1歳6か月児保健指導(平成22年度)	(表 40) … 51
	1歳6か月児精密健康診査(身体面)(平成22年度)	(表 41) … 52
	1歳6か月児精密健康診査(精神面)(平成22年度)	(表 42) … 53
	3歳児健康診査(平成22年度)	(表 43) … 54
	3歳児保健指導(平成22年度)	(表 44) … 56
	3歳児精密健康診査(身体面)(平成22年度)	(表 45) … 57
	3歳児精密健康診査(精神面)(平成22年度)	(表 46) … 58
6	療育指導状況	59
	(1) 保健所別療育相談実施状況(動機・内容・判定区分)(平成22年度)	(表 47) … 59
	(2) 初回受診者の状況(平成22年度)	(表 48) … 60
7	生涯を通じた女性の健康支援事業実施状況	61
	(1) 女性健康支援センター事業	61
	女性健康支援センター事業相談実施状況(平成22年度)	(表 49) … 61
	(2) 新潟県不妊専門相談センター事業	61
	新潟県不妊専門相談センター相談実施状況	(表 50) … 61
8	医療給付	62
	(1) 医療給付の概要	62
	年度別・種別医療券交付状況	(表 51) … 62
	年度別・小児慢性特定疾患認定状況	(表 52) … 63
	(2) 育成医療	64
	育成医療－医療給付額－	(表 53) … 64
	(3) 養育医療	64
	養育医療－体重別・世帯階層別医療券交付数－	(表 54) … 64
	養育医療－医療給付額－	(表 55) … 64
	(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業	65
	小児慢性特定疾患治療研究事業	
	－病類別・年齢別認定者数－(平成22年度)	(表 56) … 65
	小児慢性特定疾患治療研究事業－医療給付額－	(表 57) … 65
	小児慢性特定疾患認定状況(平成22年度)	(表 58) … 66
	(5) 県単独医療費助成制度	67
	乳児医療費助成事業助成額	(表 59) … 67
	子ども医療費助成事業助成額	(表 60) … 67
	(6) 不妊治療費助成制度	67
	不妊治療費助成事業助成額(平成22年度)	(表 61) … 67
9	母子保健組織及び関係団体活動状況	68
	(1) 市町村別母子保健推進員活動状況(平成22年度)	(表 62) … 68
	(2) 新潟県母子保健推進会議	69
	(3) 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会	69
	(4) 母子健康センター設置状況(平成23年4月1日現在)	(表 63) … 69

利用者のために

1 用語の解説

乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後4週未満（28日）の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週（7日）未満の死亡をいう。
死 産	妊娠満12週以後の死児の出産で、自然死産と人工死産に分けられる。
人工死産	胎児の母体内生存が確実なときに人工的処理を加えたことにより、死産に至った場合をいう。人工妊娠中絶のうち妊娠12週以降22週未満のものをいう。
自然死産	人工死産以外はすべて自然死産とする。 人工的処理を加えても次のものは自然死産とする。 ・胎児を出生させることを目的とした場合。 ・母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。
周 産 期 死 亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。（平成6年までは、妊娠28週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたもの。）
人工妊娠中絶	母体保護法により人工妊娠中絶を実施出来る時期は、妊娠満22週未満。（平成2年までは、妊娠満24週未満。）
低出生体重児	出生体重が2500g未満の場合。（平成6年までは2500g以下の場合。）
合計特殊出生率	女子の年齢別出生率の合計で1人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこどもの数をあらわす。
総 再 生 産 率	合計特殊出生率の場合は、生まれる子は男女両方含んでいるが、これを女兒だけについて求めた指標で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に生む平均女兒数をあらわす。
純 再 生 産 率	総再生産率にさらに母親の世代の死亡率を考慮に入れたときの平均女兒数をあらわす。

2 比率の算出方法と解説

$$\text{出 生 率} = \frac{\text{1年間の出生数}}{\text{人 口}} \times 1,000$$

$$\text{乳 児 死 亡 率} = \frac{\text{1年間の1歳未満の死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死 亡 率} = \frac{\text{1年間の死亡数}}{\text{人 口}} \times 1,000$$

$$\text{新 生 児 死 亡 率} = \frac{\text{1年間の28日未満の死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{妊 産 婦 死 亡 率} = \frac{\text{1年間の妊産婦死亡数}}{\text{1年間の出生数}} \times 10,000 \text{ または } 100,000$$

$$\text{死産率} = \frac{1 \text{ 年間の死産数}}{1 \text{ 年間の出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{1 \text{ 年間の周産期死亡数 (妊娠満22週以後の死産数 + 早期新生児死亡数)}}{1 \text{ 年間の出産数 (出生数 + 妊娠満22週以後の死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{1 \text{ 年間の妊娠満22週以後の死産数}}{1 \text{ 年間の出産数 (出生数 + 妊娠満22週以後の死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{1 \text{ 年間の早期新生児死亡数}}{1 \text{ 年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{1 \text{ 年間の婚姻届出件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{1 \text{ 年間の離婚届出件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率 (粗再生産率)} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{ 15歳から49歳までの合計}$$

$$\text{総再生産率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別女児出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{ 15歳から49歳までの合計}$$

$$\text{純再生産率} = \left\{ \frac{\text{生命表による年齢別女子定常人口 (Lx)}}{\text{生命表による0歳の女子生存数 (100,000)}} \times \frac{\text{母の年齢別女児出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{ 15歳から49歳までの合計}$$

注) 分母の人口は、各年の10月1日現在の人口である。

3 乳児死因分類

乳児死因分類番号	死 因	乳児死因分類番号	死 因
Ba01	腸管感染症	Ba19	喘 息
Ba02	敗血症	Ba20	ヘルニア及び腸閉塞
Ba03	麻 疹	Ba21	肝 疾 患
Ba04	ウイルス肝炎	Ba22	腎 不 全
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
Ba06	悪性新生物	Ba25	出産外傷
Ba09	その他の新生物	Ba26-Ba30	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
Ba10	栄養失調症およびその他の栄養欠乏症	Ba31-Ba32	周産期に特異的な感染症
Ba11	代謝障害	Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
Ba12	髄膜炎	Ba34	その他の周産期に発生した病態
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常
Ba14	脳性まひ	Ba44	乳幼児突然死症候群
Ba15	心疾患(高血圧症を除く)	Ba45	その他のすべての疾患
Ba16	脳血管疾患	Ba46	不慮の事故
Ba17	インフルエンザ	Ba55	他 殺
Ba18	肺 炎	Ba56	その他の外因

※「新生児の細菌性敗血症」は「周産期に特異的な感染症」に含まれる。

4 妊娠期間の呼称

区分	日(満)	週(満)	月(かぞえ)		
妊娠初期	0～6	0	第1	流産	死産 (死産届が必要)
	7～13	1			
	14～20	2			
	21～27	3			
	28～34	4	2		
	35～41	5			
	42～48	6			
	49～55	7			
	56～62	8	3		
	63～69	9			
	70～76	10			
	77～83	11			
	84～90	12	4		
	91～97	13			
	98～104	14			
	105～111	15			
妊娠中期	112～118	16	5	21週 22週	27週 28週 (後期死産)
	119～125	17			
	126～132	18			
	133～139	19			
	140～146	20	6		
	147～153	21			
	154～160	22			
	161～167	23			
	168～174	24	7		
	175～181	25			
	182～188	26			
	189～195	27			
妊娠末期	196～202	28	8	36週 37週	正期産
	203～209	29			
	210～216	30			
	217～223	31			
	224～230	32	9		
	231～237	33			
	238～244	34			
	245～251	35			
	252～258	36	10		
	259～265	37			
	266～272	38			
	273～279	39			
280～286	40	10	41週 42週	過期産	
287～293	41				
294～300	42				

※母体保護法による人工妊娠中絶の適応は、平成3年より妊娠満21週まで。(ただし平成2年までは、妊娠満23週までであった。)

※分娩予定日は最終正常月経第1日に280日(40週)を加えた日とする。すなわち妊娠40週0日となる。

